

様式第8（第29条関係）
（その1）

共同防災組織設置（変更）届出書

年 月 日			
市町村長（都道府県知事） 殿			
届出者			
住所			
氏名 共同防災組織を設置する特定事業者の名称 法人にあつてはその名称及び代表者の氏名			
共同防災組織を設置（変更）したので、石油コンビナート等災害防止法第19条第3項の規定に基づき届け出ます。			
共同防災 組 織	名 称		
	事務所の住所		
共同防災組織に係る特定事業所の設置の場所及び名称			
共 同 防 災 規 程		(別添のとおり)	共同防災規程 制定（変更） 年月日
年 月 日			
※ 受 付 欄		※ 備 考	

(その2)

防 災 資 機 材 等				防 災 要 員	
種 類	共同防災組織に係る 特定事業所のうち最 大の数量を備え付け る特定事業所の数量	共同防災組織に現に 備えつけている数量 及び性能	備え付けの 場所	各1台、各1 基又は各1隻 につき置いて いる人員	勤務又は 待機の場合
大型化学消防車					
大型高所放水車					
泡原液搬送車					
甲種普通化学消防車					
普通消防車					
小型消防車					
普通高所放水車					
乙種普通化学消防車					
大型化学高所放水車					
消火薬剤タンク付き大型化 学高所放水車					
普通泡放水砲					
可搬式放水銃					
可搬式泡放水砲（3千型）					
可搬式泡放水砲（2千型）					
耐熱服					
空気呼吸器又は酸素呼吸器					
泡消火薬剤					
オイルフェンス					
オイルフェンス展張船					
油回収船					
合 計					
そ の 他 の 防 災 資 機 材 等			指揮者	人	
			その他の防災要員	人	
大容量泡放水砲等	共同防災組織に備え付 けるべき大容量泡放水 砲の放水能力	共同防災組織に現に備え 付けている大容量泡放水 砲の数量及び放水能力	備付けの場所	防災要員	
				人	
※ 備 考					

別紙

大 容 量 泡 放 水 砲 用 防 災 資 機 材 等		
種 類	共同防災組織に現に備え付けている数量及び性能等	備 付 け の 場 所
ポ ン プ		
混 合 装 置		
ホ ー ス		
大容量泡放水砲用泡消火薬剤		
そ の 他 の 防 災 資 機 材 等		
防 災 要 員		
勤務又は待機の場所		
※備 考		

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
- 2 様式（その 1）について
共同防災組織に係る特定事業所の設置の場所及び名称の欄には、すべての特定事業所について記入するものとし、すべての特定事業所について記入できない場合にあつては、別紙として添付すること。
- 3 様式（その 2）について
 - (1) 備付けの場所の欄には、防災資機材等を備え付ける場所の名称を記入すること。
 - (2) 各 1 台、各 1 基又は各 1 隻につき置いている人員の欄には、石油コンビナート等災害防止法施行令第 20 条の規定により置いている防災要員の数（同一の種類の防災資機材等を 2 以上備え付けており、当該防災資機材等につき置いている防災要員の数が同一でない場合は、それぞれの数）を記入すること。
 - (3) 勤務又は待機の場所の欄には、防災要員の勤務又は待機の場所の名称及び位置（同一場所でない場合は、それぞれの名称、位置及び防災要員の数）を記入すること。
 - (4) その他の防災資機材等の欄には、種類の欄に記載のないもの又は石油コンビナート等災害防止法施行令若しくは石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令に定める能力未滿の防災資機材等の名称、数量及び能力を記入すること。
 - (5) 石油コンビナート等災害防止法施行令第 20 条第 1 項第 2 号の規定に基づき大容量泡放水砲を備え付けている場合には、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第 19 条の 2 及び第 19 条の 4 に関する防災資機材等について別紙の用紙を添付すること。

- (6) 石油コンビナート等災害防止法施行令第20条第1項第4号イの規定に基づき、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第26条の2の2第1項に規定する装置又は機械器具を有し、又は搭載している防災資機材等を備え付けている場合には、同項及び第26条の3第1項の要件に適合していることを説明する別添図書を添付すること。
 - (7) 石油コンビナート等災害防止法施行令第20条第1項第5号において準用する第16条第2項の規定に基づき、大型化学高所放水車を備え付けている場合には、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第20条第2項の要件に適合していることを説明する別添図書を添付すること。
 - (8) 石油コンビナート等災害防止法施行令第20条第1項第5号において準用する第16条第3項の規定に基づき、消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車を備え付けている場合には、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第20条の2第3項の要件に適合していることを説明する別添図書を添付すること。
 - (9) 石油コンビナート等災害防止法施行令第20条第1項第5号において準用する第16条第4項の規定に基づき、普通泡放水砲を備え付けている場合には、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第20条の3第2項の要件に適合していることを説明する別添図書を添付すること。
- 4 別紙について
- (1) その他の防災資機材等の欄には、種類の欄に記載のないものの名称、数量及び能力を記入すること。
 - (2) 備付けの場所の欄には、防災資機材等を備え付ける場所の名称を記入すること。
 - (3) 勤務又は待機の場所の欄には、防災要員の勤務又は待機の場所の名称及び位置（同一場所でない場合は、それぞれの名称、位置及び防災要員の数）を記入すること。
- 5 ※印欄には、記入しないこと。